別紙２

磐田市体育施設の優先予約取扱基準

（目的）

第１条　この基準は、磐田市体育施設の利用許可申請書の受付の取扱い要領（以下、「要領」という。）に基づき、市長の承認の対象となるものを優先的に予約する場合（以下、「優先予約」という。）の手続き等を定めることを目的とする。

（優先予約の承認申込み及び提出先）

第２条　要領第２条第１項に規定する対象について優先予約の承認申込みを希望する場合は、磐田市体育施設優先予約申請書（別記様式。以下、「申請書」という。）を、それぞれの施設を管理する市又は指定管理者にそれぞれが指定する期日までに提出する。

２　屋外施設については、予備日の申請をすることができる。

（優先予約会議の開催）

第３条　市及び指定管理者は優先予約の重複等を調整するために、優先予約会議（以下、「会議」という。）を開催することができる。

２　会議は申請書を提出した団体を招集し開催することができる。

３　会議の庶務はNPO法人磐田市スポーツ協会（以下、「スポーツ協会」という。）が行う。

４　会議に団体が欠席した場合は、優先予約を認めない。

（優先予約の対象施設及び会議の開催）

第４条　優先予約を認める対象施設及び会議の開催時期は、別表１のとおりとする。

（優先予約の対象期間）

第５条　優先予約の対象期間は、会議開催日の属する年の翌年４月１日から翌々年３月31日までの期間を原則とする。

（優先予約の取り消し）

第６条　優先予約した内容は、原則として取消しをすることができない。ただし、やむを得ず取消しをする場合は、市長又は指定管理者に申し出て、その指示に従うこと。

２　前号の申し出なく優先予約の取消しをした団体は、次回開催の会議への出席を認めない。

（優先予約できる大会と順位）

第７条　要領第２条第１項に該当する大会及び行事は優先予約することができる。また、予約の優先順位は、以下昇順のとおりとする。

⑴　市長が主催又は共催する大会又は行事

⑵　市長が承認した指定管理者の自主事業

⑶　複数の国や地域から参加して行われる国際大会

⑷　複数の都道府県から参加して行われる全国規模の大会

⑸　複数の都道府県から参加して行われる地方大会（東海大会等）
（予選を経たもの又は上部大会出場の代表権を争う地方大会）

⑹　複数の市町から参加して行われる静岡県大会、県西部大会及び磐周大会
（予選を経たもの又は上部大会出場の代表権を争う大会）

⑺　前３号に掲げる大会の代表権を争う市内全域を対象とした市内大会

⑻　スポーツ協会に加盟する団体が主催又は主管する大会
⑼　スポーツ協会に加盟する団体が主催又は主管する教室等
⑽　市長が承認したスポーツ団体等が主催する大会又は行事等

（予約の受付）
第８条　市長は、予約日が重複しない場合は予約を受付ける。

附　則
この基準は、令和４年８月１日から施行する。

附　則
この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則
この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

対象施設名	会議開催時期
磐田市総合体育館外 20 施設	12 月
磐田市総合体育館、磐田市陸上競技場、磐田弓道場、磐田かぶと塚公園グラウンド、磐田城山球場、磐田兎山公園野球場、磐田相撲場、磐田東大久保運動公園テニスコート、磐田東大久保運動公園グラウンド、磐田天竜川グラウンド、磐田市豊岡体育館、磐田市豊岡野球場、磐田市豊岡テニスコート、磐田市豊岡多目的運動場、磐田市豊岡憩いの広場、磐田市豊岡グリーンボウル場、豊岡天竜川グラウンド、磐田卓球場、磐田アーチェリー場、磐田市竜洋体育センター、豊田野球場	
福田屋内スポーツセンター外 6 施設	
福田屋内スポーツセンター、磐田温水プール、福田南島体育館、福田公園野球場、福田公園テニスコート、福田公園多目的グラウンド、はまぼう公園グラウンド	
磐田市アミューズ豊田外 5 施設	
磐田市アミューズ豊田	9 月
豊田ラブリバー公園テニスコート、豊田天竜川グラウンド、竜洋天竜川西堀河川敷公園グラウンド、豊田加茂グラウンド、豊田加茂テニスコート	12 月
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場外 3 施設	
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場、磐田安久路公園多目的グラウンド、磐田稗原グラウンド、竜洋スポーツ公園サッカー場	
竜洋海洋センター外 3 施設	
竜洋海洋センター体育館（艇庫含む）、竜洋海洋センタープール、竜洋海洋公園野球場、竜洋海洋公園テニスコート	

磐田市社会体育施設の優先予約取扱基準【補足】

（優先予約できる大会と順位）

第7条

※第7条記載優先順位のいずれも、申請団体＝主催または主管としてください

（5）、（6）、（7）に該当する大会等の考え方

